

審査の結果の要旨

氏名 松波 秀子

本論文は、明治から大正にかけて活躍した建築家田辺淳吉（1879～1926）の建築活動の実績の全容と背景を明らかにすると同時に、田辺が建築活動をするために身をおいた清水満之助店（以下、清水店）、のちに合資会社清水組（以下、清水組）の設計の様態を、技師（のち技師長）田辺の建築活動の側面から探ろうとするものである。

そのため、図版資料、文献資料として、清水建設所蔵の図版資料（図面、写真）のほか、田辺家旧蔵資料（博物館明治村所蔵資料、渋沢史料館寄託資料）、『清水建設株式会社社史資料（昭和十二年～昭和十四年度編纂委員会議事録）全十三巻』（以下、『戦前社史編纂委員会資料』）」をはじめとする『清水建設百五十年史』および『清水建設二百年史』編纂のために収集整理した清水建設社史資料、現存作品の当時の施主の後身組織が所蔵する資料（図面、写真、文献）、『建築雑誌』をはじめとする刊行物の文献資料を精査し、時系列に田辺淳吉の建築活動とその背景を考察し、論考を進めている。

序論では、既往の研究を紹介し、第1章「生い立ちと大学時」では、彼の生年月日を正し、名字の文字を明らかにした。さらには学生時代の交友、趣味、嗜好などを分析している。

第2章 清水店技師（明治36年～大正2年）では、明治36年に田辺が入店する以前、明治中期の清水店の数種の「作品集」を分析し、渋沢栄一を通じて辰野金吾と少なからぬ関係にあったことを明らかにした。明治42～43年の欧米視察について、従来セッションに営業を受けたことのみが強調されて来たが、渡米実業団に参加した意味、のちの単独の米国視察、欧州視察では、米国での鉄筋コンクリート技術の調査研究、約3ヶ月滞在した英国におけるガーデン・ハウス、アーツ・アンド・クラフツ系の作品から影響を受けたことを指摘した。作品各論での指摘のなかには、従来、日本女子大成瀬記念講堂は、田辺の設計とされてきたが、田辺が関与したのはステンドグラスのデザインのみで、主担当は北村耕造であることも明らかにされている。

第3章 清水組技師長（大正2年～7年）では、田辺の代表作で、当時すでに高く評価された誠之堂と晩香廬のほかに、池田侯爵邸、日本倶楽部など、現存しないためにほとんど知られることのなかった作品について考察した。晩香廬は、渋沢栄一の喜寿を祝い清水満之助が贈った小亭であるが、建物とともに当時新進気鋭の工芸家による茶器、花器などの工芸品も贈り、建築家と工芸家の提携というわが国で初めての新しい試みがなされたが、この提携を通じて当時の建築界と工芸界の関連を考察した。さらに「晩香廬」の命名の由来について、従来、「バンガロー」の字音に合わせ、渋沢が自作の漢詩「菊花晩節香」からとったとされていたが、渋沢の詩作以前に既に渋沢の父をはじめ幕末明治には「晩香」と号する例はいくつかあり、渋沢自身も個人用箋には「晩香書屋」を印していたことを指摘し、「晩香」は、陶淵明の「飲酒其五」に由来する「籬籬晩香」にちなむものであることを明らかにした。

第4章 中村田邊建築事務所（大正10年～15年）では、恩師中村達太郎と独立して設計事務所を開設した2年後に関東大震災に遭い、以後、過労で亡くなるまで震災復旧に多忙をきわめる時代を扱った。この時期、晩年の作品として、誠之堂、晩香廬につづくアーツ・アンド・クラフツ系の住宅、根津嘉一郎氏邸洋館と石井健吾氏別邸、そして青淵文庫を完成させている。

第5章 アーツ・アンド・クラフツ建築の系譜では、前述の作品各論で触れた田辺の作品、誠之堂、晩香廬、根津嘉一郎氏洋館、石井健吾氏別邸に加え、田辺の歿後、田辺の薫陶を受けた大友弘による根津嘉一郎氏熱海別邸の5件を取り上げ、その平面計画、庭園との関係、地盤面との関係（矩計計画）、外部仕様、内部仕様に、多くの共通点を見出すことができることを指摘し、その共通点には、アーツ・アンド・クラフツの精神が通底していることを指摘した。とりわけ、ベイリー・スコットとの類似性を指摘しているところに本論文の特徴がある。

第6章 まとめでは、田辺は建築家としてきわめて高い資質を備え、すでに学生時代から設計の名手とされていたこと、明治から大正にかけて、清水店の技師（のち清水組の技師長）として、看板アーキテクトとして建築活動を行い、多くの後進を育て、初期の清水組設計部の指導者として大きな役割を果たしたことを指摘している。

第7章 現存作品の保存修復と調査結果では、1) 誠之堂、2) 晩香廬、3) 青淵文庫の保存修復のあらましと、修理工事にともなって実施した諸調査の結果について概観している。

以上の研究は、建築家の作家研究と作品分析、建築設計組織の分析、さらには建築作品の修理工事・保存工事の成果を有機的に総合したものであり、斯界に大きな貢献をなすものである。よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。